

第1章 「子どもの貧困」の概況

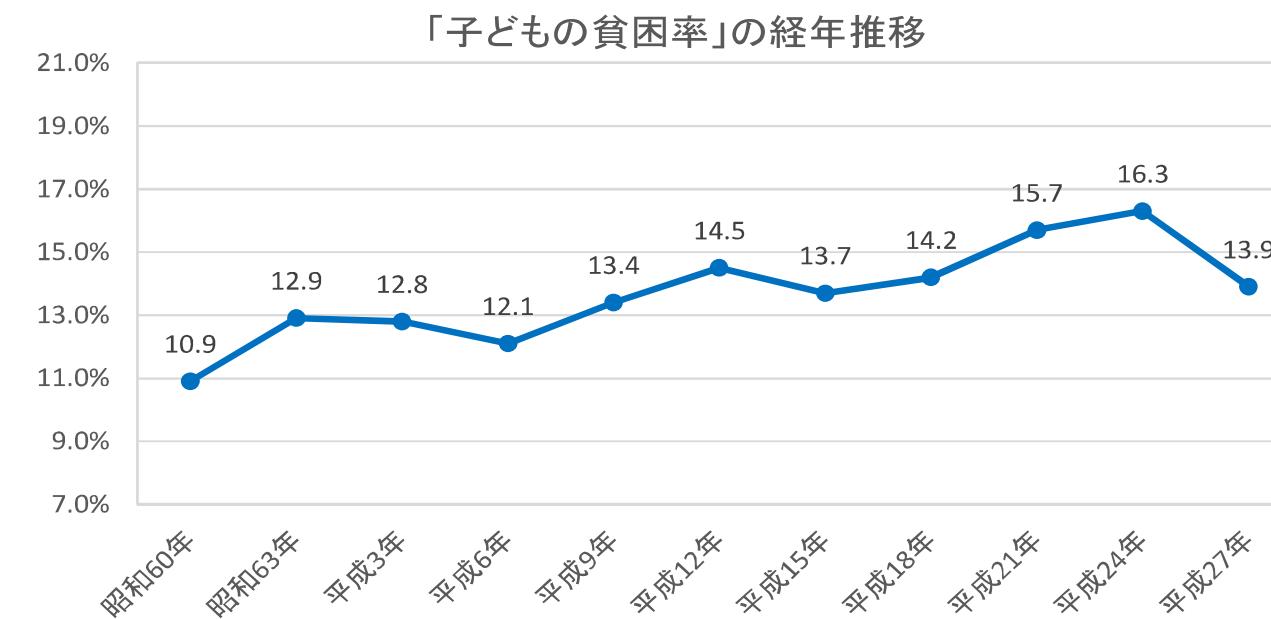
1 「子どもの貧困」とは

「子どもの貧困」=相対的貧困

◎経済的に厳しい状況にあることが、子ども・若者及び家庭の生活における様々な面での格差と関連していることが予想されるが、外見上、「貧困」の状況を把握することが難しく、「貧困」の問題を見えづらくしている。

◎そのため、「子どもの貧困」の状況を把握する重要な指標として、「子どもの貧困率」がある。(社会の中で相対的に低い所得の水準で生活する子どもの割合)

2 「子どもの貧困率」の推移等について



◎平成27年時点の「子どもの貧困率」は13.9%であり、約7人に1人の子どもが相対的に貧困の状況にあると考えられる。

◎国際比較すると、先進国の中でこの数値は決して低くなく、特に、大人1人で子どもを育てている世帯の貧困率は50.8%と、先進国の中で非常に厳しい状況となっている。

3 国の動向

◎「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定

「子どもの貧困」を公的な枠組みの中で対処していくよう、平成25年6月に法律が制定、翌年1月に施行された。

◎「子供の貧困対策に関する大綱」の策定

法律の制定に基づき、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4つを柱とする大綱が、平成26年8月に策定された。

第2章 「川崎市子ども・若者生活調査」の実施と分析結果について

1 調査の実施について

◎市民アンケート

住民基本台帳からサンプルを抽出

◎支援ニーズアンケート

生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯等のリストからサンプルを抽出

◎支援者ヒアリング

相談機関等のスタッフ等を対象にヒアリングを実施

所得水準の状況

	調査結果 推計値
世帯に含まれる18歳未満の子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する割合	7.0%
ひとり親家庭のうち、貧困線を下回る世帯の割合	42.9%

2 調査の分析結果

(1) アンケート調査の概要

《基本的生活習慣》

◎所得水準により、夕食時の孤食や虫歯の有無等、生活の格差が生じている。

《学び・学習》

◎所得水準により、必要な文具や教材が買えない等の学習環境の格差や学校での学習の理解度等に格差が生じている。

《進学・自立》

◎所得水準により、教育費負担の問題を背景として、進学の断念や中退の可能性など、進学等に格差が生じている。

(2) ヒアリング調査の概要

《保護者及び子ども・若者の状況》

◎経済的問題以外に、保護者の複雑な成育歴、多様な疾病・障害等の課題のほか、援助希求行動に課題が生じていることが把握された。

◎乳幼児期、学童期、思春期、青年期の発達段階ごとの課題が把握された。

(3) 分析結果のまとめ

①「子どもの貧困」の問題を捉えるにあたり必要と考えられる視点

- i 経済的な問題に様々な要因が関連しながら生じている問題
- ii 個人の意思や努力等によらないところで生じている問題

②「子どもの貧困」に関わる対応策を検討するにあたり必要と考えられる視点

- i 子ども・若者の成長段階に応じた切れ目のない支援
- ii 既存制度・施策の底上げとアウトリーチの考え方による支援

第3章 子どもの貧困対策の基本的な考え方と方向性

子ども・若者が健全に成長していくには、生まれてから『大人』になるまで、「基本的生活習慣」や「意欲」、「基礎学力」や「自己肯定感」、「やりぬく力」等の、個々の成長の段階に応じた『能力』を身につけていくことが必要

全ての子ども・若者が次代を担う市民として成長・自立していくためには、「子どもの貧困」対策は、経済的問題のみならず、個々の多様な課題を一つ一つ紐解いて解決していく地道な対応が重要である。

幅広い分野にまたがる子どもの貧困対策について、4つの考え方に基づき総合的に施策を推進

基本的な考え方と施策の方向性

経済的な課題に加えて、様々な生活の課題が、生活困窮の要因となっている。

考え方 生活困窮の要因となる多様な課題に目を向ける。

1 方向性 生活に困難を抱える子ども・若者等への支援の充実

子ども・若者の生活支援・学習支援のほか、保護者の生活支援・就労支援等、多様な課題に対応する支援を実施する。

地域に「居場所」がないことで、支援が必要な子ども・若者が孤立してしまう。

考え方 地域全体で子ども・若者を見守る環境が必要である。

2 方向性 地域における支え合いのしくみづくり

ボランティア団体や地域住民などへの働きかけや活動しやすい環境の整備を通じて、地域における支えあいのしくみを構築する。

援助希求(SOS)が発信できない子ども・若者及び家庭を支援に繋げる必要がある。

考え方 支援が必要な子ども・若者及び家庭の援助希求を受けとめる。

3 方向性 相談機関・支援機関による支援の充実と連携の強化

個々の状況に応じた適切な援助を行うために、相談機関・支援機関による支援の充実と相互の連携を強化する。

生活の困窮や「貧困の連鎖」の防止に向けた予防的視点が必要である。

考え方 「子どもの貧困」に資する取組の推進に向けて、既存制度を底上げする。

4 方向性 子ども・若者の成長を支える社会基盤となる制度の充実

母子保健、保育・幼児教育、学校教育という全ての子ども・若者の成長を支える制度について底上げを図り、「子どもの貧困」の予防的視点から取組を推進する。

第4章 子どもの貧困対策に関わる施策の展開

「子どもの貧困」に関わる課題は多様であり、保健・医療・福祉・教育・雇用等の幅広い分野の制度、施策・事業の連携・強化を図りながら取組を推進する。

1 生活に困難を抱える子ども・若者等への支援の充実

《推進施策》

- (1)生活保護世帯への支援
- (2)ひとり親世帯への支援
- (3)児童養護施設等入所児童の支援
- (4)その他、生活に困難を抱える世帯等の支援

《主な関連事業》

- 生活保護自立支援対策事業
- ひとり親家庭の生活支援事業
- 児童養護施設等運営事業等
- 里親制度推進事業
- 生活困窮者自立支援事業
- 就学援助・就学事務

2 地域における支え合いのしくみづくり

《推進施策》

- (1)多世代交流を通した地域づくりの推進
- (2)学校を中心とした地域づくりの推進
- (3)地域の主体的な活動の促進

《主な関連事業》

- いこいの家・いきいきセンター運営事業
- こども文化センター運営事業
- 地域等による学校運営の参加促進事業
- 地域の寺子屋事業
- 子ども・若者支援推進事業

3 相談機関等による支援の充実と連携の強化

《推進施策》

- (1)相談・支援機関の支援の充実
(専門性の強化)
- (2)相談・支援機関の連携の強化
(ネットワークの強化)

《主な関連事業》

- 児童虐待防止対策事業
- 児童相談所運営事業
- 子ども・若者支援推進事業

4 子ども・若者の成長を支える社会基盤となる制度の充実

《推進施策》

- (1)母子保健の推進
- (2)保育・幼児教育の推進
- (3)学校教育の推進

《主な関連事業》

- 妊婦・乳幼児健康診査事業
- 母子保健指導・相談事業
- 待機児童対策事業
- 公立保育所運営事業
- きめ細やかな指導推進事業
- 児童生徒指導相談事業